

法人県民税

この税は、会社等の法人も個人と同様に事業活動を行う上で様々な行政サービスを受けていることから、県の行政に必要な経費を個人と同様に広く負担してもらうという趣旨で設けられたもので、県内に事務所や事業所等を有する法人に課税されるものです。

■納める人

法人等の区分		均等割	法人税割
県内に事務所(事業所)がある法人		○	○
県内に事務所(事業所)はないが、寮、宿泊所、クラブ等を持っている法人		○	
公共法人	県内に事務所(事業所)がある場合	○ (一部×)	
公益法人等 人格のない社団等	県内に事務所(事業所)があり、収益事業を行っている場合	○	○
公益法人等	県内に事務所(事業所)があり、収益事業を行っていない場合又は県内に寮等のみがある場合	○ (一部×)	

■納める額

税 額	=	均等割	+	法人税割
-----	---	-----	---	------

- 1 均等割 法人の資本金等の額に応じた定額の金額です。

法人等の区分	税率(税額)
(1) 資本金等の額が1千万円以下の法人 公共法人・公益法人等、人格のない社団等、一般社団・財団法人(非営利型以外)、 資本金の額又は出資金の額を有しない法人(相互会社を除く)	年額 21,000円 (1,000円)
(2) 資本金等の額が1千万円超～1億円以下の法人	年額 52,500円 (2,500円)
(3) 資本金等の額が1億円超～10億円以下の法人	年額136,500円 (6,500円)
(4) 資本金等の額が10億円超～50億円以下の法人	年額567,000円 (27,000円)
(5) 資本金等の額が50億円超の法人	年額840,000円 (40,000円)

※ 税率(税額)の欄の()内の額は、均等割額のうちのみんなの森づくり県民税相当額です。

みんなの森づくり県民税は、従来の均等割額の5%に相当する額で、平成17年4月1日以降に開始する事業年度分の法人県民税から適用されています。

※ 事業年度が1年未満の場合は、月割計算した金額になります。

(1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数は切り捨てます。)

※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、税率区分の基準となる資本金等の額については、資本金等の額に無償増減資等の額を加減算するとともに、資本金等の額が「資本金+資本準備金」の額を下回る場合は、「資本金+資本準備金」の額を税率区分の基準とします。

- 2 法人税割 法人税(国税)の額に次の税率をかけた金額です。

法人等の区分	税 率
(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	1.8%
(2) 保険業法に規定する相互会社	
(3) 法人税額が年1千万円を超える法人 ※	
(4) (1)～(3)以外の法人	1.0%

※ (3)の「年1千万円」は、事業年度が1年未満の場合、月割計算します。(1月に満たない端数は切り上げます。)

○分割基準

2以上の都道府県に事務所等を有する場合は、

法人税額	÷	全従業者数	×	当県の事務所等の従業者数
------	---	-------	---	--------------

に上の表の税率をかけた金額になります。

■ 申告と納税

申告の種類		納める額		申告と納税の期限
1 中間申告 事業年度が 6月を超える 法人	(1) 予定申告	前事業年度の 法人税割額 × 6 前事業年度の月数 + 均等 割額		事業年度開始の 日以後6月を経 過した日から2月 以内
	(2) 仮決算に基づく 中間申告	法人税額 × 税率 + 均等割額		
2 確定申告		(法人税額 × 税率 + 均等割額) － 中間納付額		事業年度終了の日か ら2月(会計監査人の 監査を受けること等 の理由によって決算 が確定しない法人に あっては3月)以内
3 修正申告	(1) 申告した県民税額 に不足額があった とき	法人税の総額 × 税率－既納付額		速やかに
	(2) 法人税について修正 申告をしたとき又は 更正を受けたとき			法人税を納付す べき日
4 公共法人 公益法人等で収益事業を行わないもの		均等割額		4月30日

※ 前事業年度の法人税額 × 6 / 前事業年度の月数が10万円以下となった場合や、当県に事務所等を設置した最初の事業年度、公益法人等、人格のない社団等については、中間申告(1)(2)とも)を行う必要はありません。